

平成 26 年度第 1 回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定】

○日 時：平成 25 年 7 月 11 日（月）午後 1 時 30 分～3 時 30 分

○会 場：新潟市役所 5 階 全員協議会室

○出席者

- ・ 委 員：松永委員、柳委員、熊倉委員、柏委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、
宇治委員、多賀委員、遁所委員、平澤委員、島崎委員、大瀧委員、高岡委員 計
14 名（欠席委員：荻荘委員 計 1 名）
- ・ オブザーバー：山賀新潟市障がい者地域自立支援協議会長（平成 25 年度）、林新潟自立
生活研究会代表
- ・ 関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課、学校支援課
- ・ 事務局：佐藤福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員 5 名

○傍聴者：4 名

1 開 会

2 福祉部長挨拶

（司会）

それでは開会にあたりまして佐藤福祉部長よりご挨拶申し上げます。

（佐藤福祉部長）

みなさん、こんにちは。新潟市福祉部長の佐藤でございます。皆様には日頃より新潟市の障がい者福祉施策の様々な機会でご協力ご支援を頂き、まことに有難うございます。この場を借りまして感謝申し上げます。さて、この障がい者施策審議会でございますけれども、平成 19 年度に第 1 回を開いて、今回で 20 回目というふうになっております。毎回委員の皆様からは、貴重なご意見を頂いているというふう聞いております。この審議会でございますが、障がい者基本法第 36 条に規定された合議制の機関でございます。政令市である新潟市につきましては、必ず設置しなければならない機関であります。新潟市におきましても、この審議会に関する条例を制定致しまして、このような形で開かさせていただいているということでもあります。この審議会の主な役割でございますけれども、まず障がい者計画・障がい福祉計画の策定について審議すること。それから障がい者に関する施策の総合的計画的

な推進について調査審議、その実施状況を監視すること。この2つが主な役割となっておりまして、市の福祉施策にとりまして、非常に重要な機関となっております。今年度は次期の障がい者計画・障がい福祉計画、これを策定する年度ということをございまして、皆様にはこの1年間で5回、この審議会に参加して頂くということで大変なご苦勞をかけるわけですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。最後でございまして、この審議会の皆さんの委員の任期は3年間となります。これから3年間、皆様から忌憚のないご意見を頂きまして、新潟市の障がい者施策がより前進できるように我々も取り組んで参りますので、皆様からも一つ宜しくお願ひしたいと思ひます。本日はありがとうございます。

(司会)

はい、次に本日の委員の出席状況でございまして、荻荘委員から欠席の連絡を頂いております。15名の委員のうち14名の委員の方々が出席されておりました、過半数を超えております。お手元にある参考資料2に新潟市障がい者施策審議会条例、こちらの第5条第2項に規定によりまして、この協議会が成立しているということをご報告させていただきます。また今回はオブザーバーとして相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステム作りに関して中核的な役割を果たす新潟市障がい者地域自立支援協議会、こちらの山賀平成25年度会長と、今年度作成する障がい者計画の基礎となるニーズ調査・ニーズ把握にご協力いただきます新潟自立生活研究会の代表・林様に参加をいただいております。なお新潟自立生活研究会につきましては、参考資料5をお配りしておりますのでそちらをご覧くださいと思ひます。後ほど自己紹介を頂きます。なお施策審議会条例第5条第4項の規定において「審議会は必要があると認める時は会議に関係者の出席を求め意見を聞くことが出来る」と定められていることを申し添えます。

3 自己紹介

(司会)

続きまして、自己紹介になりますが、この審議会の任期は3年間となっております、前委員の皆さまは平成26年3月26日に任期を終了し、3月27日から今回お集りの皆さまにこの審議会の委員に就任を頂いております。その後、今回が初めての審議会となりますので、委員の皆さま全員に自己紹介を頂きたいと思ひます。大変恐れ入りますが、席の並び順に、宇治委員から順に一言ずつ、自己紹介をお願い致します。

(宇治委員)

はい。新潟しなの福祉会あどばんすに所属しております宇治と申します。あどばんすの方

は就労支援を主に行っている事業所です。3年間お世話になります但よろしくお願ひ致します。

(多賀委員)

新潟みずほ福祉会みのり園の多賀と申します。障がい者支援施設みのり園となつてます。それからグループホームが5か所ほどありますが、そこの管理者というよな立場での仕事をさせてもらつています。3年間ですが宜しくお願ひを致します。

(遁所委員)

自立生活福祉会の事務局長をしております遁所と申します。今回は相談支援事業者として障がい者生活支援センターすてっぷルームの管理者として、3年間関わらせて頂く事となりました。前期に引き続きまたどうぞ宜しくお願ひ致します。

(平澤委員)

新潟市歯科医師会の平澤と申します。歯科医師会では口腔保健福祉センターという障がいのある方の歯の治療管理運営をやっております。3年間どうぞ宜しくお願ひ致します。

(島崎委員)

新潟県立大学人間生活学部こども学科の島崎と申します。宜しくお願ひ致します。施策審議会の方、前期務めさせて頂き、また3年ということで色々ご教示頂きながら一緒につくつていければと思ひます。どうぞ宜しくお願ひ致します。

(大瀧委員)

ハローワーク新潟の大瀧でございます。障がい者の方の就労支援ということでやらさせて頂くことになつてます。宜しくお願ひします。

(高岡委員)

公募委員ということで参加させて頂いております高岡と申します。私は社会保険労務士として障がい年金の受給手続き、相談、書類作成、手続き代行等を専門にやっておる社会保険労務士であります。まあ、そういうことで障がいのある方についての少なからず関心がございましたものですから、応募させて頂きまして、この度公募委員ということにさせて頂きました。宜しくお願ひ致します。

(柳委員)

はじめまして新潟ろうあ協会の柳と申します。これから3年間お互いに協力しながらやっけて行きたいと思ひますので、宜しくお願ひ致します。

(松永委員)

新潟県視覚障害者福祉協会の松永です。視覚障がい者の立場で発言させて頂きたいと思ひます。宜しくお願ひ致します。

(熊倉委員)

新潟地区手をつなぐ育成会の熊倉と申します。知的障がい児者本人と家族が会員となっているという団体です。基本的には当事者団体として、活動をこれからも続けていきたいと思っています。宜しくお願いします。

(柏委員)

NPO 法人新潟温もりの会の柏と申します。温もりの会というのは、新潟市の市民の健康と保健福祉について考える会ということで、10年ちょっと前に発足致しました。今やっている事業は、会員70名ぐらいで、啓発、交流、様々な事業をやっております。作業所を一つ、地域活動支援センターⅢ型を昨年開設致しました。もう一つ古町にあります NPO 法人地域活動支援センターの3階の支援センターで、毎週、当事者の方、それから市民の方達と語らいの会を設けております。宜しくお願い致します。

(丸山委員)

NPO 法人新潟オーティズムの丸山と申します。宜しくお願いします。正式には7月1日から認定NPOを取りましたので、現在認定NPOという形で申しあげるのが正確だと思います。私どもは、発達障がいのある方、軽度知的障がいのある方も含めましてやっております。大体20名定員で、在籍者が23名。昨年度の就労実績が14名となっています。私、長年、民間でやっていたので、民間での教育だとか、形態を持ち込んで、新しい事を色々やっていきます。宜しくお願いします。

それから、今年度末ぐらいになるかと思いますが、国の方も含めて、認可を取らせて頂いて児童発達支援、幼少期の頃から療育をする事によって、非常に療育効果は大きくなりますので、それを実施する事になりました。建物の建築等にこれから入りますが、ちょっと全体の手続きが遅れておまして、年明けから3月ぐらいのところで開所が出来ればと考えています。0歳から6歳ぐらいの未就学児童、それから児童デイも含めて、小さい子の方もこれからやりたいというふうに思っています。また3年間、今まで私のところの理事長の角田がこちらに出席させて頂いていますが、代わりにお前行けということですので、私がこれからお世話になります。宜しくお願いします。

(佐藤委員)

新潟市身体障害者福祉協会連合会の佐藤と申します。私どもの会は、当事者団体として、8区にそれぞれの身体障がい者協会がありまして、その連合会の会長という事で、私が、今まで高橋という人がなっていたんですけども、今年不幸にして亡くなられてまして、そして事務局長も亡くなったというような中で、私が引き受けざるを得なくて、引き受けておりますけれども、今後とも皆さん方とこの会の中で、より良い施策が出来ればと、そんなふうに思

っております。宜しくお願い致します。

(片桐委員)

全国パーキンソン病友の会新潟県支部会員をやらせて頂いています片桐と申します。難病であり、3年間ちょっと苦しいかなと思っていて、でも会長が患者として行って来いとそれで勉強して来いと言われましたので、一生懸命頑張りたいと思います。宜しくお願いします。

(司会)

はい、ありがとうございました。続きまして、本日オブザーバーとして参加頂いております、お二人の方をお願いしたいと思います。山賀様、宜しくお願い致します。

(山賀委員)

新潟市の障がい者地域自立支援協議会の山賀と申します。25年度まで会長を務めさせて頂いておりましたが、今回はまだ新体制になっておりませんので、そのまま出席させて頂いております。オブザーバーですので、多少自立支援協議会の動きとか、その辺との絡みの中で、ご発言させて頂ける機会があれば、お話をさせて頂けたらな情報提供させて頂けたらと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。

(林委員)

はい。今日は新潟自立生活研究会の代表という事で参加させて頂いております。本業は工学部福祉人間工学科教授で、兼任として新潟市障がい者 IT サポートセンター長も行っております。今日は、資料2にあります障がい者のアンケート調査のたたき台を障がい福祉課と一緒に作らせて頂いたので、オブザーバとして参加させて頂きました。宜しくお願い致します。

4 議 事

(1) 会長・会長代理の選出

(司会)

はい、ありがとうございました。続きまして、これより議事に移らせて頂きます。会長が選出されるまでは引き続き、司会の方で議事を進行させて頂きます。まず本日の議事の流れですが、最初に会長と会長代理の選出を行います。その後現行の第2次障がい者計画・第3期障がい福祉計画の振り返りをさせて頂きまして、最後に今年度策定する第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画と、これから実施するアンケート調査を中心にご説明をさせて頂きます。それらの本日の時間配分でございますが、最初の会長・会長代理の選出につきましては、5分程度。次の(2)「第2次障がい者計画の進捗状況について」と(3)「障がい福

祉計画数値目標達成について」、こちらを一括で事務局より説明を行い、質疑応答合わせて概ね1時間程度を予定しております。次に(4)「第3次新潟市障がい者計画・第4期新潟市障がい福祉計画について」、(5)「障がい者計画に係るアンケート調査について」を説明し、質疑応答と合わせて、こちらは概ね30分程度と考えています。そして最後に、その他としまして、(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市作り条例検討会に関する報告を10分程度させて頂ければというふうに思っております。それでは始めに、議事の(1)「会長・会長代理の選出」ですが、当審議会の会長につきましては、施策審議会条例第4条の規定によりまして、委員の互選により決定する事となっております。これについて、委員の皆様、いかがでございましょうか。はい。遁所委員お願いします。

(遁所委員)

前期の会長を務められた島崎委員は、協議会の頃からこの審議会を十分まとめてこられ、またこれから議論を継続していく上でも適任と思いますので、推薦をさせていただきます。

(司会)

はい、只今遁所委員からは島崎委員を推薦したいとご発言がありました。他にいかがでございましょうか。はい、その推薦にご賛同頂けますでしょうか。

(拍手)

はい。そうしましたら皆様のご賛同を受けまして、会長は島崎委員ということに決定させて頂きたいと思っております。それでは島崎委員改め、島崎会長におかれましては、会長席へお移りを頂きまして、恐れ入りますがご挨拶を一言頂戴したいと思います。

(島崎会長)

今ほどご推薦、ご賛同頂き、会長を務めさせて頂く事になりました島崎でございます。宜しくお願い致します。先程の部長さんのご挨拶の中にもありましたけれども、政令市新潟の障がい者施策の推進に向けて、委員の皆様と一体になって、障がいのある人達が本当に住みやすい新潟を作っていけるように尽力していければというふうに思っております。色々不手際があったり、ご迷惑をお掛けするかも知れませんが、ご協力頂きながらと思っておりますので、宜しくお願い致します。座らせて頂きます。

(司会)

はい、ありがとうございました。それではこれからの議事につきましては、会長に進行をお願い致します。宜しくお願い致します。

(島崎会長)

それでは、今日の次第に従いまして、議事を進めさせて頂きたいと思っております。議事(1)「会長代理の選出」ですけれども、施策審議会条例第4条の第3項によりまして、会長代理は会長が指名する事となっております。私としましては、前期に引き続きまして、また当事

者の様々なニーズ、課題等について、実践的に取り組んでいらっしゃいます、熊倉委員をぜひ会長代理にご指名させて頂きたいと存じます。熊倉委員、いかがでございましょうか。是非お願いしたいと存じます。

(熊倉委員)

及ばずながら受けさせて頂きたいと思います。

(2) 第2次障がい者計画の進捗状況について

(3) 第3期障がい福祉計画数値目標達成状況について

(島崎会長)

ありがとうございます。それでは熊倉委員にも、会長代理の席の方にお移り頂ければと思います。それでは議事を進めさせて頂ければと思いますが、この審議会につきましては、障がい者の権利条約の批准・発効等ですね、障がいのある人達の暮らしに関わる仕組みが大きく変わっていくという環境の中にあります。そういう中で、やはり新潟の施策をどう作っていくか、今年度は特に計画作りがありまして、会を重ねて議論をしていくということになっております。それぞれの立場から委員として、ご参加頂いていると思いますので、是非、委員の皆様からはご忌憚のないご意見、積極的なご発言を頂いて、充実した審議をしていきたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力を頂けますよう宜しくお願いしたいと思います。それでは次第の議事(2)「第2次障がい者計画の進捗状況について」と、(3)「第3期障がい者福祉計画数値目標の達成状況について」に入らせて頂きたいと思います。資料は事前送付させて頂いていると思いますので、事務局の方から簡潔にご説明を頂いて、ご意見等頂ければと思っております。事務局の方、宜しくお願い致します。

(事務局：石川係長)

はい。管理係長の石川と申します。私の方からは、今の議事(2)・(3)についてご説明させて頂きたいと思っております。議事の(2)・(3)の説明を始める前に、お配りされてます参考資料3、第2次新潟市障がい者計画と第3期新潟市障がい福祉計画について、ご説明させて頂きたいと思っております。こちらの方ですが、まず障がい者計画とは、障がい者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村の障がい者計画で、障がい者施策の基本的方向を定めるもので、福祉分野以外も含む幅広い内容を定めているものになっております。第1次新潟市障がい者計画は、平成19年から23年の5ケ年計画でした。現行の第2次の計画は、平成24年度から平成26年度までの3ケ年計画です。こちらページの方ですね、開いて頂いて2ページから3ページに、基本理念及びその理念のもと、基本目標があります。4ページの方には計画の構成があり、今ほどお話した基本目標のもと、必要な支援整備体系をまとめ

た構成となっているものです。

次に新潟市の障がい福祉計画についてです。今の資料の方ではページ番号がちょっと記載無いのですが、88ページの後、89ページからなっております。こちらの方で障がい福祉計画とは、障がい者総合支援法第88条の規定に基づき障がい福祉サービスの提供体制を計画的に整備する事を目的として、都道府県市町村が策定するものです。この現行の第3期計画は、平成24年度から26年度までの3年を期間としたもので、計画の主な内容は施設からの地域移行者数などの数値目標と、障がい福祉サービスなどのサービス見込み量を定めたものになります。数値目標やサービス見込み量については、国の指針により項目や内容が決められており、それを基本としながら第1期・第2期計画の実績や新潟市の地域特性を踏まえて策定したものです。またこの計画は、新・新潟市総合計画や新潟市障がい者計画とも整合性のあるものとなっております。簡単ではございますが、現行の計画を使いまして、障がい者計画及び障がい福祉計画について触れさせて頂きました。

それでは議事の(2)・(3)に関してご説明致します。まず資料3の方をご覧ください。平成24年度から26年度を計画年度としております「第2次新潟市障がい者計画の進捗状況について」です。先程会長の方からもお話ありました資料の方は事前送付させて頂いておりますので、簡単に昨年度の取り組みの実績について、ご説明致します。まず資料3のですね最初のページなんですけど、1地域生活の支援とあります。こちらの(1)相談支援体制の充実の一つとしまして、取り組みの結果ではですね、効果的な支援体制構築に向けまして、その実態を検証すると共に、地域自立支援協議会運営事務局会議で困難事例や広域的な調整等に対応出来る基幹相談支援センター設置に向けた検討を行っております。また地域で暮らす障がい者を支える体制作り事業として、北区・東区・中央区・江南区の4区を対象とした24時間事業を引き続き実施しました。対応件数は58件になっております。続きまして、2ページの方にいきます。こちらの⑤番の所になりますが、長期間自宅に引きこもっている方の回復と社会参加を目指して新潟市ひきこもり相談支援センターを拠点として支援を実施しました。次に3ページ(2)在宅サービスの充実につきましては、こちらの方は一括しておりますけれども、障がい福祉サービスを提供致しまして、その利用状況は毎年増加しているという状況になっております。次に4ページ、お願い致します。(3)下の方ですが、経済的な支援についてです。こちらの方は各種手当や助成を実施すると共に、利用料の独自の軽減を実施しました。はい。続きまして、5ページの方になりますが、(4)サービス基盤の充実につきましては、こちら8つの事業所の創設または改築及びスプリンクラーの整備などを行いまして、グループホームやケアホームの受け入れ拡大を図りました。さらに7事業所についてグループホーム・ケアホーム・児童発達支援・生活介護やスプリンクラーの整備などが

2月議会で補正予算の議決を受け、国から内示を受けております。続きまして6ページから7ページにかけてですが、(5) 地域生活を支える人作りでは、各種研修や説明会を実施し、続きまして(6) 7ページの方なんです、スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援につきましても、こちら右の方にあるんですが、各種行事などを実施しております。続きましてページの方は8ページにいきます。(7) 情報提供コミュニケーション支援の充実についてです。こちらにつきましても、市の方では手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣やガイドブックなどの発行を行っております。また各区役所健康福祉課に手話の出来る窓口相談員を引き続き設置しました。続きましてページの方は9ページの方になります。(8) 権利擁護の推進につきましても、②番の中程にあります、障がい者の差別の解消を目的とした条例にかかる検討会を平成25年4月に設置し、共生社会の実現に向けた新たな条例の制定を検討しました。検討会は昨年6月から3月までの9回開催しました。次に2保健・医療・福祉の充実としましては、(1) 障がいの予防と早期の気づき早期の支援として、障がい児支援コーディネーターによる専門の相談体制の充実を図りました。続きまして10ページに移ります。(2) 医療及びリハビリテーションの充実につきましても、各種医療費助成を実施しております。引き続きましてページの方は11ページの方に移ります。(3) 精神保険と医療施策の推進につきましても、こちらは①番の方ご覧下さい。自殺未遂者の再起と防止を図る為、専門相談員を配置し、相談及び相談支援を行う「心といのちの寄り添い支援事業」を実施しました。また②番の方に移りますが、精神科救急医療対策として県内医療機関及び精神科救急医療システム連絡調整委員会の各委員への意見聴取等を実施し、今後の役割や在り方を検討しました。また精神科救急情報センターを開設しました。さらに進みまして12ページの方になります。3雇用促進と就労支援と致しましては、(1) 雇用促進と一般就労の支援についてですが、こちら障がい者雇用の促進と就労支援に関する施策として、平成25年10月に新潟市総合福祉会館内に新潟市就業支援センター・こあサポートを開設し、就職希望相談から就職後の定着支援までの一貫した伴走型支援を関係機関と連携して実施しました。その結果33名が一般企業等へ就職しました。また国の緊急雇用創出事業を活用して障がい者チャレンジオフィス事業を実施し、10名を臨時職員として雇用致しました。ページの方は13ページの方へ移ります。(2) 福祉施設等への就労の支援につきましても、まちなかほっとショップによる施設製品の販売促進に努めました。また障がい者優先調達推進法が平成25年4月1日に施行された事を受け、本市でも調達推進の為の方針を策定し、庁内へ積極的な調達を呼び掛けました。ページの方は14ページの方に移ります。4療育教育の充実です。こちら(1) 就学前療育の充実として、療育支援体制強化の取り組みの一つとして、各保育園幼稚園の主任保育士等を対象とした発達支援コーディネーター養成研修を開催し、74名の

発達支援コーディネーターを養成しました。また市内6区で実施していた療育教室を平成25年度から全区で実施しました。同じページ(2)学校教育の充実につきましては、特別支援教育サポートセンターによる学校支援をはじめ、各種研修を行い、15ページの方に移りますけれども、(3)放課後活動の充実につきましては、ニーズの高い長期休暇時の対応として、2会場で臨時に障がい児放課後支援事業を実施しました。続きまして16ページの方に移ります。5生活環境の整備としましては、(1)住宅環境の整備と(2)安心安全な街づくりの推進に取り組み、17ページの方に移りますが、(3)防災対策及び災害時支援体制の整備につきましても、福祉避難所の指定を行っております。引き続きましてページの方、18ページから19ページにかかりますけれども、6啓発広報活動の推進としましては、記載の様々な行事を通じまして(1)障がいと障がい者に対する理解の普及に努め、(2)福祉教育の推進につきましては、特別支援学校と通常の小中学校の交流を行いました。(3)ボランティア活動の支援推進につきましては、活動する人材育成の為に講習会を行っております。第2次新潟市障がい者計画の進捗状況についてはこちらでご説明を終わります。

続きまして資料4をご覧ください。こちらは障がい福祉計画の数値目標の達成状況についてです。すいません最初にあの数字の訂正をお願いしたいと思います。2ページ(2)実績①の所なのですが、平成25年度の所の移行者数が102人になっておりますが、正しくは101人です。合わせまして②の25年度の移行者数の方が5.7倍となっておりますが、正しくは5.6倍になります。大変申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。また資料5の方もありますが、こちらは福祉サービスの見込み量に対する25年度の実績を示したもので、資料4の根拠にもなっています。計画を作った時に見込んだ見込み量と実際の25年度の実績、こちらを比較しまして達成の割合がどうであったかという事とその理由や課題などをサービス毎に記載をしております。確認の資料としてご活用下さい。それでは資料4を使って説明させていただきます。1ページ、1福祉施設の入所者の地域生活への移行という数値目標ですが、25年度の入所施設から地域移行の対象者数がこちら比べますと10人でありました。25年度までの地域移行者数は全体で114人となります。26年度目標値189人に対する差はこの時点で75人となります。なお施設入所者は、年度末③の方にありますが、627人となっております。次に2ページをご覧ください。2福祉施設から一般就労への移行等ということになります。今ほど訂正をお願いしたところですが、こちら25年度一年間で101人の実績というふうになっております。前年度に比較しまして40人増の実績となっております。次に3ページをご覧ください。3就労移行支援事業の利用者数の割合です。就労移行支援事業利用者数は25年度は164人、(2)の実績の方ですね。164人と前年から比較して30人増えております。次のページ、4ページになります。4就労継続支援A

型事業の利用者の割合です。資料の方ですね、こちらの方に A 型の利用者数については、25 年度は 90 人ということで前年の 64 人から 26 人増えております。割合としては 1.9% 増の 7.6% となっております。以上ですいません、簡単ではございますが、事務局からの説明を終わります。

(島崎会長)

ありがとうございました。現行の障がい福祉計画について、進捗状況等、達成状況等ご説明を頂きました。ご質問、ご意見等ございましたら、どうぞお聞かせ頂ければと思います。今年度の障がい者施策への反映ですとか、今後の計画作りに繋がっていくということになるかと思えます。はい、遁所委員、お願い致します。

(遁所委員)

はい。遁所です。進捗状況で障がい福祉課の皆様の取り組みが、一生懸命であることが感じられている内容だとは思いますが、その中で相談支援の所で、意見というか、その考えを述べさせて頂きます。やはりこの審議会のところで、計画相談を今年度中に全障がい者の作成を終えるという厚生労働省の話から他の各相談事業所も頑張っているところではありますが、計画相談の数をこなすのに精一杯で、この施策の方向性の中で、専門的な相談員ピアカウンセラーの配置を進めてというところで、熟練の相談員が燃え尽きて辞めていくところも出ております。また計画相談に携わった職員が異動によって変更になり、またスキルがまた 0 から勉強しながら必死でやっている相談員の皆さんも見受けられます。やはり基幹センターの役割として、そういう人達の育成に努めるというところからも、ここの相談事業の充実が求められると思います。そして、今話した内容の中で、計画、例えば介護保険のケアマネさんが、ひと月 35 人のモニタリングというところで、今計画相談、実際にたぶん各相談員さんが持っている数は 100 人以上の方を丁寧に専門的な相談を月に持っていながらも掛ることは極めて難しい実態に今あります。またピアカウンセラーの配置の勧めとありますが、今回の基幹型の予算のところでも、そのピアカウンセラーの部分が削られ、クローバーさんのピアカウンセラーの部門がなくなるとか、そういう縮小という結局矛盾した内容が今起きています。是非ですね、ここの施策の方向性として、専門的な相談員やピアカウンセラーの配置というところでは、やはりこれを数値目標だけではなくて、内容、その実態に則した実績として、またこの審議会に報告して頂ければと思います。意見として述べさせてもらいました。

(島崎会長)

ありがとうございます。事務局からコメント等お有りかも知れませんが、委員の皆さんからご意見・ご質問頂ければと思います。他にいかがでしょうか。はい。松永委員お願いしま

す。

(松永委員)

はい。松永です。今遁所委員のお話にもありましたけれども、実は私ども先般この介護保健と福祉サービス、あるいは計画相談を受ける当事者側の事で勉強会を開いたんですけれども、実はその計画相談、今後福祉サービスを受けるにあたって、今年度中に相談を受けなければならないということを、ほとんどの人が知りませんでした。その中で、今年度中にそれぞれの誕生日月に担当者が来るんであろうという話があったんですけれども、現実にはどうなっているか。その辺で急に当事者が言われても、相談に対してどう対応していくのか、すごく疑問に思ったわけです。それでその相談員の方々が、視覚障がい者の事を、失礼な言い方なんですけど、どれだけご理解頂いてその当事者にあった計画を立てて下さるのかどうか。その事も疑問を感じました。それと遁所委員がおっしゃったピアカウンセリングの障がい者相談員が各区にいるわけですが、現実は今その辺がどうなっているのか。今のこの相談支援の部分に、もっと当事者である人達の意見が入っていく様な形にして頂く事は出来ないのでしょうか。そういう意味で福祉がすごく充実して色んな制度が充実してきている。例えば、同行援護で視覚障がい者たちが非常に街を沢山歩いている姿を今見ます。そういう意味でその進んでいるのは良いんですけど、でも何処かの障がい者が別の意味で関わっていくところが消されていっているんじゃないかという気がしますので、もっと専門の地域にいる障がい者の相談員を活用する中で進めて頂きたいと思っています。これ合わせてピアカウンセリングの研修会が、以前は毎年あったと思ったんですけども、そのうちに新人の方達もという話も聞いたと思うんですけども、でもその現実に研修会をやっているかどうか。ちょっとその辺も疑問もありますので、それもこれも大事な計画相談進めていく中で、当事者にもっとこう詳しい状況が伝わっていくか、あるいは当事者の意見が入っていく様な形にして頂きたいと思います。以上です。

(島崎会長)

ありがとうございます。今、相談支援体制の充実という事について、遁所委員、松永委員からご意見を頂きましたが、これについて、松永委員から少しどうなっているんだろうかという部分もあったかと思います。松永委員、事務局から少しお聞きした方がいいですか。

(松永委員)

はい。

(島崎会長)

視覚障がいの方のところに計画相談についての周知が図られていないのではというようなご意見でしたが、当事者のところでどういった形でやりとりが出来ているのかというのを少

し簡潔にご説明頂ければと思います。

(事務局：梅田係長)

介護給付係・梅田と申します。宜しくお願いを致します。計画相談についてのご意見だったと思います。サービス等の利用計画については、平成24年度から25年度、26年度の3箇年を掛けてサービス等利用計画の作成の体制を整えなさいという法改正がありました。それに基づきまして、私ども新潟市と致しましては、今年度は作成の最後の年という事で、今現在実際支給決定をされている利用者さんに関して、サービス等利用計画を順次、利用者さんのところにお邪魔をしながら計画を作っていくという作業を、指定特定の相談事業所さんにご苦勞頂いているところでございます。今現在支給決定をされている利用者さんでまだ計画相談について、存じないというご意見も私ども頂いているところですが、各区役所の方で各指定特定の相談事業所さんと共同しながら順次ご案内をし、日程調整をさせて頂きながら、進めているところでございます。ただマンパワーの方も、限りがあるところでございますので、順繰り順繰りというような格好にならざるを得ない。そういう中で、今年度3ヶ月たった時点で、まだ計画について、区役所の方、あるいは指定特定の相談事業所さんの方から連絡がないよというようなところもあろうかと思いますが、私ども計画相談につきまして頑張っているところでございますので、ちょっと言葉は悪いですが、もうちょっとお待ちを頂きたいなと思ってございます。このサービス等利用計画につきましては、27年度の支給決定をする時には全ての利用者さんについて、サービス等利用計画をつけなきゃいけませんということになっております。従って、私どもはなるべく今年度中にサービス等利用計画を、作っていきたいと思っておりますので、宜しくお願いをしたいと思っております。

(松永委員)

宜しいですか。

(島崎会長)

はい。松永委員どうぞ。

(松永委員)

はい。ありがとうございました。たぶん準備を進めているのではないかって気もしたんですけど、結果当事者に聞いてみると、来たんだけどその意味が良く理解されていない。相談員の方がこういう法律の基で、こういう事をやっているということきちんと言明されていないんじゃないかって気がするんです。ただ月何十時間いくかなっていうその辺の簡単な話の中で、きちんとした状況を説明して頂いた上で、私は何時間でってそういう形になればいいんでしょうけども、本人が理解していない段階で進んでいる様な気がするんですね。数多くの方ですから、大変だと思うんですけども、きちんと言明する制度のもとで、こういう

形に27年度からなるですよって事を伝えて頂いた上で、相談を受けて頂きたいと思います。以上です。

(島崎会長)

事務局、宜しいですか。

(事務局：梅田係長)

今のお話につきまして、心して進めたいなと思ってございます。それから今一点松永委員の方からピアカウンセリングということで、各地区にいらっしゃる身体障がい者、知的障がい者相談員の皆様方の活動ということで、一つご意見があったと思いますが、研修については、私どもの方では、確かに初任の相談委員の皆様に関しては、研修会を開催させて頂いているところではございますが、従前からずっと引き続きご苦労頂いている相談員の皆様方については、研修については、おっしゃられた通り、研修の機会が漏れているかなというところでございます。以上でございます。

(島崎会長)

はい。制度やスタッフ等様々なサービスが変わっていった場合、それが当事者のところに来るだけ早く、正確にですね、情報として伝わって行って、実際に具体化されるという事が大事になってくるわけです。その辺のところ、工夫が必要な事ではというお話だったと思います。今後、いつになるか分からないという状況ではなくて、少しでもこう手元に引き寄せて理解出来る様な周知の仕方が行われればというふうに思いました。他にいかがでしょうか。委員の皆様、今回、初めて委員になられたという方にも、是非…。

(高岡委員)

宜しいですか。

(島崎会長)

はい。宜しくお願いいたします。高岡委員。

(高岡委員)

高岡でございますけれども、先程自己紹介の折にも申し上げました通り、私は社会保険労務士として障がい年金の受給支援関係の仕事をメインとしてやっておる者でございます。そういう視点から、このお話を事前資料、この応募した時の前からずっと国の自立支援法、それから変わった総合支援法ですか。ここら辺についてそんな深くは勉強してませんが、ある程度勉強して参りましたが、この中に障がい年金関係の事が一つも出てきていません。これがまず第一に疑問であります。そしてそれを自治体に下がった市の段階で、障がいのある方とその障がい年金受給関係についての連係があるのか、ないのかを一つお伺いしたい。それから話が逆転しますけど、障がい年金手続きのお手伝いをしていて、私が本当に感じるこ

とはやっぱり世の中の差別や偏見がものすごい大きいって事ですね。障がいのある皆さんに対する。これに対する啓蒙というものの必要性を私はものすごい感じているんですが、今までのところの計画とそれから実績の中には全然そういう言葉が出てまいりません。そこら辺についてはどうお考えで、私も含めてそれから皆さん方もどうお考えか伺いたいということ。それからまた前後して恐縮です。今日拝見した資料、事前事後の資料も拝見いたしましたが、年金関係についての文言が出てきたのは、26年度ガイドブック、障がい者のしおり見ましたけど、わずか2行2文字です。でガイドブックについての障がい年金、8ページか何かに書いてあるんですよね。ありますよと。それから相談の所では相談事業の中で、わずか2文字年金相談の内容がわずか2文字しか出ておりません。だからそこら辺で、私がなぜこういう事申すかと言いますと、障がい年金制度と言いますのは、障がいのある方の所得補償制度の根幹だと思えますね。そういうものを抜きにして、障がい者ってあるんだろうか。これは国が決めた法律に基づいていっしょやるから、そういう事になっていくんだろうと思いますけど、それを私がここでどんな事言っても始まらんとは思いますけども、そういう中で、まだまだ障がいのある方に対する施策として市の段階でやるべき事をやらないきやいけない事、やれる事があるんじゃないかと考えておりますけども、そこら辺についての事務局の方のお考えを頂きたいと思えますし、さらに突っ込めば、市の障がい者の皆さん方がいっしょやる中で、障がい年金というのを支給していっしょやる方の実数とかそういうものを把握していっしょやるのか。あるいは何て言いますか、請求手続きとかそれに対する進め方、さっき連携とか申しましたけど、進め方とか援助だとかそういう事ってならおやりになられる、あるいはお役所ですから縦割抜けませんから、一切それは関係ないとおっしゃられるかも知れませんが、そこら辺がどう見ても私は自治体、市の段階では国民年金を担当しているだけで、後は国ないしは年金機構と言われるかも知れませんが、そこら辺について若干お考えを伺いたいと思えますので、一つ宜しくお願い致します。

(事務局：吉岡係長)

就労支援係の吉岡と申します。今の障がい年金について説明させていただきます。今ほど縦割りと言うお話もあったんですけど、障がい年金につきましては区民生活課の方が主体になりまして、そちらの方で手続きをして頂く事になります。小さい時から障がいがあり、障がい年金を貰えるという方につきましては、20歳までは大体特別児童扶養手当を貰ってまして、20歳の時点で障がい年金に、手当が無くなって年金に切り替わる事になります。その時に障がい福祉の関係からはその手当が終わりますという通知が行くと共に、区民生活課の方から20歳になりましたらその年金が受け取れる可能性がありますので手続きをして下さいという様な通知が行っているかと思えます。以上になります。

(高岡委員)

もうちょっと追加して宜しいですか。

(島崎会長)

どうですか事務局の方…。

(事務局：小野課長)

我々の方では、手帳の1級2級というのがあるんですが、その年金の1級2級とはまた別で、国の方で認定しています。どの方がいくら貰っているかというデータは、実は市の方でも持っていません。それぞれ相談を受けた時に、あなたはいくら貰っているんでしょうかと金額を聞きながら、それぞれの対応をしていくという実態でございます。また所得の事については、年金制度以外の部分で今ちょっと吉岡の方から話がありましたが、手当という形で市役所の方では対応しているという実態でございます。それから差別があるのではないかというお話につきましては、今新潟市の方でも差別とか生きづらさがあるというのは把握しておりまして、条例の制定に向けて努めているところでございます。以上です。

(高岡委員)

いいですか。

(島崎会長)

高岡委員、まだ追加ありましたらどうぞ。

(高岡委員)

さらに具体的なお話についてと思うんですが、障がい年金の請求というのは、これは良いか悪いかは別としまして、とにかく今年金機構厚生省でやっているのと一緒に、非常に複雑でそれが個人では中々やり難いって実態があるわけです。これは障がいのある皆さんが実感していらっしゃると思いますが、それでこの施策の中で取り組める事を私なりに考えてみますと、相談事業の中でそういう年金の項目を設ける、あるいは相談に当られる方を障がい年金関係の研修をしてスキルアップさせて頂く。そういう施策が取れるのではないかという気がします。ただそこら辺も既に26年度分については、既にこういう立派なガイドブックが2冊も出来てしまって取り組み様がないと言われればそれまでなんですけれども、是非、今の発言をきちんと検討頂く様な事をお考え頂きたいと強く思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。他にどうでしょうか。平澤委員、お願いします。

(平澤委員)

はい。資料3の10ページの医療(2)の医療及びリハビリテーションの充実と、その②ですけれども口腔保健福祉センター歯科治療をしておりますけれども、ここでは特別診療利

用者数、これ年間の受診者数の事なんですけれども、1032人と毎年右肩上がりです。1割ずつぐらい増えている現状です。その割には口腔検診研修事業というのが各施設を回って検診しているのですが、段々減ってきているというふうな実態がございます。これはどういう現象なのか、我々の対象としている施設の選定が何か問題があるのか、ニーズに合っていないのか考えております。今後障がい福祉課さん、各団体の方々のご意見を頂戴する様な機会をまた歯科医師会同士で持ちたいと考えておりますので、みなさん宜しくお願ひ申し上げますと一言添えさせていただきます。

(島崎会長)

歯科医師会さんの方では、もう口腔保健福祉事業を、実践的に積み上げられてこられていると思いますけれども、またこれは相談事業の中やいろいろ周知する中でお知らせ頂ければというふうに思います。

(丸山委員)

はい。就労移行の関係やっております。資料の13ページですか。実は26年度というとても難しいと思いますが、3年ぐらいの計画で是非ご検討頂ければと考えてございます。ひとつはここにあります様に多数の障がい者を雇用している事業所から物品調達するんだ、優先発注するんだと。それは大変意味のある事だろうと思います。ただそれも既存の障がい者雇用している所に対して、ある程度のメリットを与えると。私は行政の力をお借りしてやるべき、やるのが一番良いだろうなと思っているのは、障がい者の雇用機会を新しく創出することであると思います。現に良いモデルが兵庫県の西宮にございますが、西宮は市長の独断でやりましたけれども、いま大阪の橋下さんも検討していますね。特に清掃に関する、清掃と言っても行政の管轄下にあるものが中心になります。例えば県であったり市であったりするんでしょうけれども、河川とか、海とか、空港とか、色んな所があります。空港については、ちょっと恥ずかしいんですが流れましたですね。新潟空港については、非常にがんじがらめの中で発注がなされてってということで話題になりましたけれども、そういうものも是正しなきゃいけないしということで、実は西宮市長がやられた事を新潟もやってみたらどうかということ、今、大学の先生とか、ある企業の経営者等々と私も検討しています。市議員の方も何人かお入り頂いて検討していますが、是非行政の力お借り出来ないかなということで、我々が企画をまとめたら是非提案させて頂きたいなと思っています。色んな行政管轄にある場所の清掃を全部障がい者にやらせています。これは完全に西宮市が優先発注、つまり民間の清掃会社とコンペティブにはやらせないんですね。はい。競争させないんです。もう圧倒的に障がい者等を中心に雇用をしている法人に全て発注するという事で始めています。これ大変に意味のあることです。例えば、河川敷とか土手とかは草刈り一つとっても、

一番問題なのは障がいを持った方の移手段なんですね。それは実はシルバー人材センターみたいなどと上手く組み合わせています。でその方々が車に障がいを持った方を乗せて現地まで連れていきます。場所はドンドン変わる。そして怖い刃物を使う仕事はそのベテランのシルバーの方がやります。刈った草をその障がいの程度に応じてきちんと集めて袋に詰めてきちんとまとめるような仕事をやる方、非常に障がいの重たい方々は道路に草が撒き散らない様に道路際の所でネットを張って飛び散るのを防止するような形でそういう作業に参加させるとかですね、その障がいのある方の内容程度に応じて分担している。そういうことによって、新しく障がいのある人を対象に事業を創出するということがやられています。私、新潟県は何を持って立県するんだろうかと、4年前に新潟来てですね、こう考えてみたんですが、決して観光立県、工業立県ではないであろうと。それは障がい者雇用率が全国からワースト2というのを見ると、大企業がいかに少ないかということ象徴していると。それで2000年を境に、大企業の障がい者雇用率だけが上がって、中小企業は上がっていない。大企業がないから雇用率が上がらないということで、じゃ大企業を増やすことはできない。ということになると、もっとそういった地道なことで障がい者雇用機会の創出をぜひ検討いただけないかなと今考えています。すぐにとというのは無理だと思いますが、3年くらいの時間があつたら私は十分可能性があるのではないかなと思います。もし必要であれば、そういうことをやりたいという人もいますし、いろんな方々、わたくしも含めて、やれることはご協力したいと思います、ぜひ一緒になってやっていただければありがたいということをご提案させていただきたいと思います。以上です。

(島崎会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか？はい、熊倉委員お願いします。

(熊倉会長代理)

14 ページに(1) 就学前療育の充実とあるわけですがけれども、それで取り組み実績の中で書かれていることは、これでわかるんですけども、児童福祉法という法律の中で、障がいの有る無しを別にして、全部対応して、そして障がいがあったとすればそれに応じた支援というのがこう一連のものとしてこう繋がって行くんですね。つまり、生まれてから障がいがあるか、無いか、まずわからない段階であって、児童福祉法で対応する中で適切な療育というのに繋げて、それをこう年代を通して、こう持ち上がって行くシステムを作ろうというのが、今こうやって障がい者支援の充実ですし、児童福祉法等の改正であったと、その中の仕組みだと言うふうに、私は考えております。そうすると今これは新潟県の自立支援協議会で、療育支援部会というのをっていて、そこで療育支援の在り方というのを検討されているというふうに伝え聞いております。そこでこれは新聞記事にもなりましたが、はまぐみ小

児療育センターが頼んでも一杯でなかなか受けられないというような新聞記事も出まして、そういうことも関連して、関係者はいろんなことを検討なさっているということなのですが、それと同じ考え方に立って、新潟市の場合のごく普通の保育園とか、そういう施設も全部を含めたいわけで、どのような連携になっているのかというところを、市民がわかるように絵に描いていただいて、その中で検討してみる必要があるのではないかなというふうに感じられるわけです。それで、新潟市の最近の課題として、児童発達支援センターとか、ひしのみ園とか、そういった課題の交通整理もあったように聞いてますが、その辺も公共との関係は知っているのかと思うんですね。その辺のトータルで何かイメージを私どもは知りたいと思ひまして、そのうえで今やってる努力がここの部分をこういうふうにやっているんだとなどを知らないで、すごい障がい児の療育支援に繋がって行くシステムできないので、そういう意味で、私はそういうふうな形での検討をなんとかできるようにしていただきたい、そんな風に考えております。

(島崎会長)

ありがとうございます。どうでしょうか。はい、お願いします。

(事務局：小野課長)

はい。療育体制につきましては昨年度、整備検討委員会を立ち上げまして、ワーキンググループ形式で検討しました。各担当、保健所、行政の福祉部、保育課などで分けて検討しておりまして、体系図というのにはできております。目指すべき姿みたいな一枚ものになっているものがございますので、次回にはお示ししたいと考えています。それを受けて今年度より全区で療育教室を立ち上げて、区によって差のないようにサービスの提供もしておりますし、また今年度建設します幼児ことばとこころの相談センターとひしのみ園を統合して再編しまして、児童発達支援センターを設置します。そこが中心になり今各保育園には発達コーディネーターの育成講座をやっております。そういう人たちに中心になってもらい各保育園幼稚園に指導的などといいますか巡回してサービスを提供してく、また相談の窓口になっていくような体制に努めてるところです。後日資料はお送りさせていただきたいと思ひます。

(島崎会長)

ありがとうございます。障がいがある子どもたちの療育については、子ども子育て支援制度とリンクさせながら障がいがある子どもたちの療育をどちらにおくかについて、厚生労働省からも一定の方向性を持ってというふうなことが出されたと思ひます。そんなことも含めて、また既存の中でも療育については新設で重点項目に入っておりますので、その辺新潟市がどうみていくか、今おっしゃったことが対象だと思ひますので、また資料等を含めて今後に向けてこの審議会でも検討していければいいかなというふうに思ひます。

さまざま貴重なご意見いただいているところですが、お時間の都合もありますので、次の議事に移らせていただき、またお時間ありましたら、これも大事なんじゃないだろうかという意見もあろうかと思っておりますので、そんな形でまだご発言のない委員の皆さまからもご意見いただければというふうに思います。進めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(4) 第3次新潟市障がい者計画・第4期新潟市障がい福祉計画について

(5) 障がい者計画に係るアンケート調査について

(島崎会長)

それでは議事(4)第3次新潟市障がい者計画、第4期新潟市障がい福祉計画について、それから議事(5)障がい者計画にかかるアンケート調査について、資料1は事務局から、資料2については、今日オブザーバーでご参加いただいております林先生からご説明いただくということで、その後質疑応答ということで進めさせていただきますのでよろしくございましょうか。事務局の方、よろしくお願いたします。

(事務局：石川係長)

はい、事務局の方からご説明いたします。資料1をご覧ください。第3次新潟市障がい者計画・第4期新潟市障がい福祉計画についてご説明いたします。昨年度の第2回第3回の施策審議会でこの2つの計画について、計画の適用期間、計画の構成、骨組みはどうかという点、ニーズ把握の方法や対象をどうするか、策定作業のスケジュールについて、事務局案をもとにいろいろ委員様の方から意見いただきました。事務局としましては今回お示しする内容で計画の策定を進めていきたいと考えております。それでは資料1上の方からご説明いたします。1、第3次新潟市障がい者計画についてです。(1)の計画の位置づけですが、こちら障がい者基本法の方に定めがありまして障がい者基本計画と都道府県の障がい者計画を基本とするとともに当該市町村の状況を踏まえることとされております。国の障がい者基本計画ですが、昨年9月に決定をされておりまして、この資料のですね6ページと7ページの方がその資料になっております。国の第3次障がい者基本計画の計画期間は平成25年から29年の5年間です。(2)の方に移ります。計画期間についてです。今回作成する障がい者計画は同時に作成する障がい福祉計画、こちら3年間と決められていますが、こちらと連動する計画となりますし、一方で長期的な目標を掲げることも必要と考えられることからこちらに記載されてます平成27年から32年までの6年間と考えました。次に(3)障がい者計画の基本的な考え方、策定の基本的な考え方をご覧ください。昨年定められました国の障がい者基本計画や今後行うニーズ調査等踏まえることとなりますが、現在の第2次の計画の基本理念等は継承するものと基本的には考えております。続きまして2ページ(4)次期計画の構

成についてです。こちらの方の図の方はですね国の障がい者基本計画を踏まえまして、新たに項目を追加した形で整理してあります。次の3ページなんですけど(5)にニーズ把握の方法とあります。こちらも昨年度のですね施委員会でご意見いただきましてアンケート調査をするうえでの具体的な項目ですとか、設問の内容について確認をまた新年度に入ってから確認をいただくということにしておりました。検討作業にあたりましては、市の障がい福祉課だけでなく新潟自立支援研究会様のご協力を得ながら案を考えました。これは次の議事の(5)でご説明をいただきたいと考えております。次に4ページの方なんですけども、こちら第4期新潟市障がい福祉計画についてです。障がい福祉計画につきましては、国から示された基本指針に基づいて作成することになりますので、指標に出てくるサービスのニーズ把握が重要だというふうになりますけども障がい者計画と同じように適切なニーズの調査こちらのほうが大きなポイントになると考えております。最後なんですけど5ページの方に第3次の方の計画の策定のスケジュール案です。今年度1年をかけまして5回の審議会の開催で計画を作成していくことを考えております。事務局の方からは以上です。

(島崎会長)

はい、ありがとうございます。資料1につきまして、事務局の方からご説明いただきました。それではニーズ調査ということがありますので、資料2で障がい者のニーズ把握に係るアンケート調査についてということで、林先生の方から調査項目・調査対象・狙い等を含めて、施策にどういった形で反映できるということに合わせてご説明いただければと思います。お願いいたします。

(林代表)

はい。どうもありがとうございます。資料2をご覧ください。これは障がい者計画の一番基本となります障がい者のニーズ調査に関するアンケート用紙です。ぱっとめくっていただきますと、これ一枚ものなんです。全体の問いは16問しかありません。実は前回の調査票では、だいたいこの倍です。多いものだと40問ぐらいありまして、おそらく書くのに何時間かかったんじゃないかと思うくらい量が多かったんですね。おそらくこれは個々の項目について、やる度に増えていって、そうなったんじゃないかと思うんですけど、実は似たような項目がいくつもありました。それから社会的にこういうアンケートを取る時にはだいたいこのような形をとりますと、非常に客観性に欠けるという大きな問題でありますので、今回は目標を障がい者全体に対するニーズの大まかなところを取るということ、客観性の高いデータを取って行こうということをもとに大きな目標といたしました。そうした場合、だいたいアンケート表というのは、だいたいこの1枚ぐらいに収まらない限りはまず客観的データは得られません。従来ですと実は同じ施設だとだいたい同じ人がみんな書くなることが

よく起こりうることなんですね。そういうことがないように本人もしくは本人に意見を聞いて書けるだけの量のものにまず絞るということです。それから内容に重複がないように各項目の独立性をきちんと持たせるということに配慮いたしました。それでちょっとみていただきたいんですけども、普通ですと最初に個人情報を取るんですけども、アンケートの常道としましては、それは基本的に最後に取りというのが基本となっておりますので、個人の情報は一番最後に書いていただくようになっております。全体で問いが16問しかない。まず第1問目は介助は誰が行っているかということです。それから2番目はどのように過ごしているか。それから現在利用してるサービスが何か問3です。4番目では今度は現在の施策の中で改善拡充して欲しいものは何かということ問4で問います。それから5番目はどう暮らしたいのか、どういう場所で暮らしたいのか。それから問6は差別解消法の問題等がありますので、そういうものを実際感じたことがあるのかという問いです。7問目以降が個人情報です。従いまして障がい者間の自分の現在の暮らし、それから今はどういうサービスを受けているのか、それから何が改善して欲しいのかという問いは、6問しかないということになっております。それから従来は、3つ丸を付けてくださいとかそういう質問が非常に多いんですね。これも非常に客観性に欠けますので、改善して欲しいものにはいくらかでも丸をつけて欲しいという形に改善されております。現在の障がい者の状態とこれから改善して欲しい内容がクロスして、いろいろ調べられるようなアンケートにしてみました。ただ細かい質問は全て省きました。なぜかと言いますと、こういうアンケートは全体に配りますので、細かいことを聞いてもしょうがないんですね。それはどちらかというヒアリング等で補えばいいということで、こういう全体に関するアンケートは障がい者全体が持つてるその人の現在の住まいの状態、障がいの状態に対して、どういうサービスを受けていて、何が改善してほしいかという全体の傾向をつかむということが一番大事なことなので、今回のアンケートはそれに集中して、なるべく客観性の高いデータ、もっとを言えばエビデンスのあるデータを取っていくということを主眼にしました。最後の個人情報なんですけれども、住んでる場所、年齢、性別、手帳の種類と等級などが10までですね。最後のページを見ていただきますと、現在の居住状況、一緒に住んでいる方、収入源、それから調査書の回答のやりかたです。自分が回答したのか、自分が回答して介助者が記入したのか、実は配偶者等が回答して記入したのかということも書いてもらうようにいたしました。問15は、ちょっと数値的なものも入れたいということで満足度を100点として点数を書いていただくと。それからこれは市の方が要望があったんですけど、差別解消関係の条例を現在制定してるところですけども、それを知ってるのか、そういうことをしているのを知っているのかという問いを最後に入れさせていただきました。障がいに関する問いがだいたい6問ぐらい、あと

は個人情報を入れまして、この1枚に収まることによって客観性の高いデータを得て、逆にいえば細かいことはこれに基づいてさらに調べるというほうが、この障がい者計画の具体的な策定に対して有効でないかというのが我々の意見です。簡単でありますけど、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(島崎会長)

ありがとうございました。それでは、いかがでしょうか。次期計画策定に関することと、そのためのニーズ調査についてのアンケートの内容等です。実施の方法について、資料1と2でそれぞれ事務局と林先生からご説明いただいたわけですが、いかがでしょうか。これにつきましては、今日配布ということなので、今ご覧いただいているところだと思いますけれども、お気づきのところがありましたら、どうぞおっしゃっていただければと思います。これは当事者の方へのアンケート調査になります。

(事務局)

会長、すみません。資料で1点誤りがありましたので、修正させてください。資料2の1枚目でございます。3、調査期間ですが平成25年度となっておりますが、26年度です。すみません、誤りでございます。申し訳ございませんでした。

(島崎会長)

ありがとうございます。まだご発言いただいている方、いかがでしょうか？はい、お願いします。

(多賀委員)

みのり園の多賀と申します。このアンケートについてなんですが、我々の施設は知的障がいのある方が生活をしているということなんですが、やはりアンケートとなりますと当然ながら職員が一緒になって聞き取りをしながら答えていくというような形になりますので、あまり問いが多いとなかなか後半になると集中が続かないというようなことがありますので、やはりこの程度の量の質問が一番いいのではないかというふうに私は感じましたので、そう理解してもらえればいいかなというふうに思います。

(林代表)

ありがとうございます。

(島崎会長)

ありがとうございます。宇治委員、何かございましたらお願いします。

(宇治委員)

私も見て、本当にわかりやすいなあと思いました。それとあまり多くの質問がないので、回答しやすいというふうには感じました。実際、問3については、自分が使っているサービ

スなのでわかるかと思うんですが、グループホームもだいたいわかるかなと思うんですが、もしだったら施設もその説明があると、これはどういうものかが、わかるといいかなと。問3については、だいたい自分が利用してる施設だからわかると思うんですが、利用していない施設は、わからないところがあるかなと。ちょっと説明がつくとより理解しやすいかなあというふうに思いました。

(林代表)

言葉の説明とか施設の説明というような。

(宇治委員)

はい。

(林代表)

ありがとうございます。

(島崎会長)

他にどうでしょうか。何かございませんでしょうか。

(柳委員)

アンケートとは別に、資料3についてですが、8ページについて広報テレビについてなんですけれども、一年間に4回手話がついているんですけど、少ないんじゃないかなと思います。毎週放送はされておられますよね。できればそこに毎週手話をつけていただきたいなと思っています。聴覚障がい者も広報を知る必要はあると思うので、年間を考えるとちょっと数が少ないかなと思います。手話通訳が出来ないのであれば、字幕をつけていただければなあと思います。もうひとつあります。福祉のしおりなんですけれども、36ページについて、コミュニケーション支援と書かれてあります。その他、黒丸の3つ目ですけれども、市長が必要と認めるものを書いてあるんですけども、もうちょっと詳しくどういうことを意味するのか、もう少し詳しく書いてあったほうがいいかなと思うんですけども。いかがでしょうか。以上です。

(島崎会長)

具体的に実施していることについてのご意見であります。何か事務局の方からありますか。

(事務局)

いただいたご意見について、検討したいと思います。はい。

(島崎会長)

ありがとうございます。具体的な次期計画の中で、例えばここでの意見も反映させてというふうに思いますので、ぜひおっしゃっていただければと思います。

片桐委員、佐藤委員、ご発言いただけてないので、ぜひ次期計画づくりあるいはアンケートについて、簡単なことでもよろしゅうございますが、ご意見いかがでしょうか。

(片桐委員)

じゃちょっとアンケートについて。

(島崎会長)

はい。計画づくりやアンケートの中身について何かございませんか。

(片桐委員)

大変わかりやすく、私も実際障がい者ですので、よくできているアンケートだと思って、私もそれこそアンケートに協力したいと思ってます。

(島崎会長)

ありがとうございます。また当事者としての意見などもいただければと思います。佐藤委員いかがでございましょうか。また今日は時間が限られていますけども、ぜひご発言いただければと思います。

(佐藤委員)

はい、私は実は頼まれたことが一つあるんですけども、秋葉区で今回、山古志まで旅行に行ったけども、山古志までの手話通訳がつくことができなかつた話です。何キロまで行くとダメなのか、あるいは市外はダメなのか。コミュニケーションの保障という点でもう少し待遇がなされていってもいいんじゃないかという話がありました。秋葉区の会長の方からこういう話があったから聞いてみてくれという話があったので、お聞きします。秋葉区では山古志までの手話通訳はダメですと言われたとのことです。昔は新津だった時は良かったんだけど、今はダメだって言われる。どうも新潟市になったら福祉が後退したんじゃないかと、いやに憤慨しながら言っていました。そこを、みなさん方からよくお考えいただいて、新潟市になったら福祉は充実したというふうと言われるように努力していただきたいなとそんな風に思います。以上です。

(島崎会長)

ご意見ありがとうございます。この辺は、具体的にどこかへ出かけた時に、どこら辺が大丈夫なのかとか、利用のしやすさ、わかりやすさの部分かと思います。無い場合はスタートにぜひ組み込んでいく方向で検討をというご意見だったでしょうか。

(事務局)

現行の制度をご説明します。極めて個人的なもの以外、派遣の要件もいろいろあるんですが、派遣の範囲については、原則市内となっています。原則と言いますのは、実際には病院に通うのに市外の病院に通ってる例ですとか、それから免許書の更新で聖籠まで行くとかい

うケースがありますので、そういう例外はあるものの、原則は市内の派遣で、市外とか県外につきましても、県が調整し派遣するというようなのが原則となっています。ただご要望はいただいておりますので、今後また県と調整をはかりながら、そういうスムーズに派遣できるように検討して行きたいと思っています。

(島崎会長)

先ほどの柳委員の市長が必要と認めるものというようなことも含めて、やっぱり制度のわかりやすさというのが大事だと思いますので、また検討していただけたらと思います。あと大瀧委員、ご発言いかがでしょうか。

(大瀧委員)

障がい者の雇用率が引き上げられ、大手の企業は非常に雇用に関心になられているところも多い。そういった意味で、地場の中小企業等は、若干障がい者雇用についてなかなか雇用が進んで行かないということがよくわかりました。新潟市さんやこあサポート、ハローワークが協力しながら、いろいろな対応など就業機会を確保しながら障がい者雇用を進めていきたいと思っています。以上です。

(島崎会長)

ありがとうございます。柏委員ご意見いかがですか。

(柏委員)

障がい者計画の策定に向けて、いつも思うんですけども、精神障がい者の際なかなか計画どおりに進まないということがあると思います。今年の4月からいろいろ制度も変わりました。保護者制度が無くなったり、あるいは病院の中で地域生活のための相談する機関ができたり、新聞には出てます。退院促進ということで出ておりますが、現実にはそういう制度が変わったからと言って、精神障がい者の人たちがすぐ地域の中で生活できるかという、なかなかできない問題があります。今の中で医療も含めて、地域で生活するためのいろんな支援というのが、この支援以外に必要なことがあるかだと思います。例えば相談事業の中で、一人一人の障がいの状態が違う。発症した時点で違います。例えば10代位から発症した人と40代くらいから発症した人。地域生活の支援がずいぶん違うかだと思います。そういうところが、個別に相談を相当いろんなところと協力して進めていかないとできないと思います。そのことをこの中にどんなふうに盛り込んでいったらいいかと、いつも悩んでおります。私自身もうまく案を出せなくてもどかしい思いをしております。それから障がい年金の制度については、各病院に必ずかかっている方がいらっしゃるわけなんですけど、あまり積極的に説明が無いので、家族会に来られた方たちが、同じ家族のなかでいろんな制度があるんだよということを教えてもらって、制度につながるってことが非常に多いです。家族がそういうところに

出てくるまでに、すごく時間がかかって、例えばわたくしの息子は 18 歳で発症したんですが、今 41 になります。やっとアパートの生活につながったかと思うと、何回か再発して入院しております。そういうときにお世話になったいろんな方がいますが、地元でアパートを貸してくれる人がいるかどうかというのも大きな障壁になります。それから生活をしないとやっぱり病状は良くなれないと思います。入院だけではうまく行かない。要は現実とそれから現実でないもの。現実の検討意識です。そこで常に悩むんだなあと思っています。ですから、これは現実だよ、これは現実でないよと詳しく教えてくれる、あるいは制度についてもこれはこうだよってことを非常に詳しく教えてあげないと、自分で決定できないところで悩んでるといふ部分は非常にあるかと思っています。そういうところをこれからの制度の中で、少しずつこう理解を広げていくような機会があればいいかと、この中でいろいろな施策が出ますけれども、その中で精神の場合に非常にきめ細やかな部分があるので、それも含めたものを私も提示して行きたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。

第 3 次障がい者福祉計画・第 4 期新潟市障がい福祉計画について資料 1 でその内容・構成を見ていただいたわけですが、今ちょうど条例検討会ですとか、それに関する地域での意見交換会ですとか、新潟市障がい福祉課のみなさんがいろんな状況を把握されている部分もあるかと思っています。この計画に国の示した指針だけじゃなくて、新潟市がそれらのことを通して把握した現状を反映させた形で、いわゆる計画を作っていくことが大事じゃないかと思っています。そういうことも入れながらアンケート調査を実施してつくっていくという形で、今回のこの審議会でも資料 1・資料 2 の計画づくりについてとアンケートの中身について、概ねご理解いただけたということによろしゅうございましょうか。

それではご了解いただいたという前提で、アンケート調査については特に細かなご意見はなく、概ねこういう形でということであったと思いますので、今の柏委員からいただいたご意見等を加味して、付け加えるところがあれば、事務局と林先生の協議の中で整理をして、そして作って実施するというところで確認させていただけるでしょうか。

そうしますとあとは 9 月でしょうか。9 月に計画のたたき台を持ってアンケートの調査結果も踏まえて、第 2 回の審議会を開催するということになるかと思いますが、そんなことでよろしゅうございましょうか。

今日の議事の(2)(3)(4)(5)について、お時間短い中で、委員の皆様からおひとりおひとりご意見がいただけたと思っております。また確認して頂けたと思っておりますので、このあたりで議事につきましては終了させていただき、その他で事務局から条例検討会等に

についてもご説明頂くというこもありましたので、お願いいたします。

5 その他

(事務局：小野課長)

はい、それでは条例検討会の今の状況について報告させて頂きたいと思います。資料6をご覧ください。昨年の6月から障がい当事者、学識経験者、福祉関係者など20人の委員で構成する(仮称)障がいがある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会におきまして、本市独自の条例の制定に向けて検討を重ねて参りました。当審議会からも松永委員、熊倉委員、遁所委員から条例検討会の委員を務めていただいております。検討会では募集した差別事例や生きづらさの事例を丁寧に分析・検討していただき、第10回で中間とりまとめがまとまりました。中間とりまとめにつきましては、以前に郵送させて頂きましたので、中間とりまとめの内容については、内容の説明は省略させていただきます。この中間とりまとめによりまして、条例をどんな内容とするか、一定の整理ができましたので、6月から7月にかけて市民の皆さんに議論の途中経過を示すとともにご意見を頂く為に各区において意見交換会を開催しております。2の意見交換会、(2)のところでございますが、現在西蒲区を残すのみとなりましたが、団体向けも含め8回行いまして、8回で延べ382人の方にご参加いただき、活発なご意見を頂いております。裏面をごらんください。(3)で主な意見交換会で出された意見でございます。順番にご説明させていただきますと、「実行性を確保するために罰則は設けるべきだ」というようなご意見もいくつかの会場で頂いております。「車いすの方などが思いやり駐車場が利用出来ない」だとか、「罰則無しでは実行性が無いのではないか」というご意見なども頂いております。また同じ会場で、別の方から「心のつながりが大事なので、やはり罰則を設けるべきではない」というようなご意見も頂いております。それから多く頂きましたのが、2つ目の「教育現場における周知啓発研修が非常に大事である」というご意見は、複数の会場でご意見を頂いております。また予定として27年度の施行を目指している説明をさせて頂いておりますが、「もっと慎重により多くの事を検討すべきではないか」というご意見もありました。また「施行後に、丁寧な周知啓発を行って欲しい」という意見がありました。概ね賛成の方が多かったのですが、その中で「周知啓発に重きをおいて欲しい」という意見も多数いただいております。それから次ですが、合理的配慮の不提供の禁止について、民間事業所には努力義務規定がいいんでないかということで、中間とりまとめでまとめてございますが、これは県の弁護士会から頂いたご意見で「合理的配慮につきましては、過度な負担が無い場合という条件がついていることから、それを

また努力義務規定にすることで後退するのではないか」というようなご意見も頂いております。その他としては、各種制度についてこういうことも盛り込んで欲しいというような要望を多数いただいているという状況でございます。これらいただいたご意見につきましては、9月から検討会が再開いたしますので、ホームページ上で公開するとともに検討会においてまた検討していきたいと考えております。3の今後のスケジュールの予定でございます。今ほど申し上げましたが次回は9月18日に検討する予定になっております。その後、条例案・条文の方を作っていくまして、最終とりまとめ案をまとめ、その後パブリックコメント・議会審査を経て、条例の公布・施行という流れで考えております。説明は以上でございます。

(島崎会長)

ありがとうございます。なかなか意見交換会に参加できなくて申し訳ございません。また委員の皆様も条例検討会の日程を市報で確認できるかと思えます。ぜひまた見て、参加出来る場所があればと思えますけれども、この条例検討会のまとめ役で入ってらっしゃいます熊倉委員何かございましたらお願いします。

(熊倉委員)

特にこれという付け加えではないですが、この意見交換会の中で芽も出たかなという気がして、私たち、こういった審議会あるいは自立支援協議会の中でもちょっと検討していただきたいなというふうな課題が一つあるかもしれないなあと思いました。実は、新潟市長さんは包括ケアシステムを今年は検討しましょうと言っておられて、それは地域生活において医療と介護をリンクして、ほんとに安心できる地域社会を作ろうということの検討だと思えます。これは特養というのが本当にいつまでも作れるのかとか、それから地域医療と言ってもその地域のお医者さんにちょっとお金を回しましょうかとか、そんな動きもあります。そういうふうな大きな動きが実はあるんですが、この地域福祉の検討というのは、例えばコミニュティ協議会とか、そういうようなところでは資料として出て、このような状況だよということを知りうるのかもしれないんですけども、その中で障がい者の方はどういう位置づけで、どんなふうにご一緒にまぜてもらえるのかというふうなところが非常に気になりました。その包括ケアシステムの中での障がい者の位置づけというのを含めて、そういった状況を私たちとしては知りたいというふうに思いました。

それから、最後にお時間頂戴して恐縮なんですけれども、さきほどの盛り上がりの中でちょっと一つ残したのがグループホームが少ない、あるいはなかなか出来ない。それから地域移行が進まない。それから入所待機者がいっぱいいるという状況が過去にあって、今回も若干それが事実として確認できたことなんですけれども、入所待機者検討会が確か行われて、その後これをどのように持っていくかという確認っていうのもこれから先につながっていく

かと思いますので、入所待機者・地域移行・グループホームを作るというこれも問題の一つとして、私たちが検討すべき課題ではないかなということを感じとして付け加えます。

(島崎会長)

ありがとうございます。これは非常に大事なところで、地域包括ケアシステム推進ということが言われていますけれども、高齢者だけでなく子どもから障がい者を含めた地域づくりが大事だってことです。あと待機者問題とか、地域に生活できる場を作っていく必要があるという報道もあったりしまして、委員の皆様もご承知の部分かと思えますけれども、これからの計画づくりの中にどういうふうな形で組み込んで行くかも次回の審議会等で議論して行ければというふうに思います。ありがとうございました。それでは時間ですので、第1回の審議会は終了とさせていただきます。委員の皆様もそれぞれのお立場でお気づきのところ、お考えのところがあるかと思えます。今日発言できなかった部分ですとか、お帰りになってお気づきのところとかありましたら、施策審議会に対する意見という様式がありますので、ぜひ事務局の方にお寄せいただければと思っております。本当にお忙しいところお集まりいただきありがとうございました。皆さまから忌憚のないご意見をいただけて良かったと思います。ありがとうございました。それでは、事務局のほうにマイクをお返しします。

6 閉 会

(事務局)

島崎会長、長時間にわたり議事進行いただきまして、ありがとうございました。また委員の皆様におかれましても活発なご発言をいただきまして、ありがとうございました。なお本日、駐車場をご利用の方の駐車券につきましては、無料処理をしてありますので、お帰りの際に忘れずにお受け取りください。以上で、平成 26 年度第 1 回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しいなか、ご出席頂きありがとうございました。